

広島県地域維持業務総合評価落札方式実施要領

平成30年10月1日制 定

(趣旨)

第1 この要領は、土木建築局が発注する地域維持業務に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の要素が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第3 この要領は、地域維持業務の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合等、地域の実情に応じて、発注機関が特に必要と認めた業務を対象とする。

(入札手続)

第4 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、地域維持業務委託事務処理要綱（平成26年6月1日制定）に定めるところによるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5 発注機関の長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 令第167条の10の2第4項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合
- (2) 令第167条の10の2第5項（第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第6 発注機関の長は、総合評価落札方式で地域維持業務に係る契約を締結しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

2 入札の公告は、その本体の部分には、案件毎に異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項は、これを別紙として引用する形とする。

(入札時に必要な資料)

第7 発注機関の長は、価格以外のその他の要素について評価を行う際に必要な技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

この場合の標準的な書式見本は別紙のとおりとする。

- 2 入札参加希望者は、指定された日までに指定された方法で技術資料等を提出するものとする。
- 3 表紙について、必要な技術資料を提出しない入札者による入札、当該技術資料に必要事項が記入されていな

い入札者による入札、又は求めた内容とは異なる不適切な記入がなされている入札者による入札は無効（自己採点表を提出しない場合を含む。）とし、審査及び評価の対象としない。

4 表紙以外について、必要な技術資料を提出しない場合は、該当する評価項目を0点とする。「技術資料」に必要事項が記入されていない場合、不適切な記入がなされている場合、添付資料の不備により記入内容が確認できない場合は評価しない。

5 資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(技術資料等の審査)

第8 技術資料等の審査は、「広島県土木建築局総合評価審査委員会」で行い、その構成等については「広島県土木建築局総合評価審査委員会設置要綱（平成17年11月1日制定）」による。

2 技術資料等の審査は、地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱別記1「適正な履行確保の基準」における「1数値的判断基準」を満たす者について行う。

3 自己採点表の審査は、評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を上限とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は、審査後の得点の2分の1とする。

4 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(落札者決定基準)

第9 価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、業務毎に落札者決定基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定める。

(評価基準)

第10 第9の評価基準は、次の項目により構成するものとする。

(1) 評価項目

業務の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。

(2) 配点

評価項目毎にその必要度、重要度に応じて定める。

(3) 加算点の最高点数

評価項目毎の得点の合計から換算する加算点の最高点数は、10～80点の範囲内とする。

(評価の方法)

第11 価格以外のその他の要素に係る評価項目毎の技術資料の内容に応じ、各入札者の加算点（各評価項目の得点の合計を第10（3）で定めた最高点数に換算）を算定する。

なお、評価項目毎の得点は、小数第1位（第2位を四捨五入）とする。

2 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。なお、標準点（基礎点）は100点とする。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜き、単位：千円）×1,000

(落札者決定の方法)

第12 地方機関の長は、開札後、技術資料等の審査を行い、評価値の最も高い者を落札候補者とし、総合評価審査委員会及び地域維持業務委託事務処理要綱に基づく指名業者等選考委員会（その者の資格要件の確認等）を開催し、落札者として決定する。

2 低入札価格調査制度対象業務において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、前項

の規定による審査に加えて、地域維持業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定するものとする。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

なお、当該入札が書面入札の場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第13 契約担当職員（広島県契約規則第2条第1のの契約担当職員をいう。）は、入札終了後すみやかに、落札者決定基準（別記様式第1号）、入札者の入札価格及び評価値（別記様式第2号）について閲覧等により公表するものとする。

なお、求められる評価値は、小数第4位（第5位を四捨五入）として公表する。

(苦情申立等)

第14 入札者で落札者とならなかつたものは、落札者として選定されなかつた理由の説明（別記様式第3号）を、契約担当職員（広島県契約規則第2条第1項の契約担当職員をいう。）が落札者の公表を行つた日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に申立てができるものとする。

(評価内容の説明)

第15 入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行つた日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に請求（別記様式第4号）することができるものとする。

2 発注機関の長は、前項の請求に対して、自己採点と評価の相違する理由を回答（別記様式第5号）するものとする。

(その他)

第16 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

総合評価に係る提出様式一覧

(地域維持業務)

		様式名・評価項目	様式
技術資料	表紙	技術資料・資格要件確認資料 提出書	第1号
		地域の精通性	第2号
		地域貢献の実績	第3号

技術資料・資格要件確認書類 提出書

整理番号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(契約担当職員)

樣

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

なお、次の項目を誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
 - 2 資格要件を満たしていること
 - 3 資格要件確認書類の内容が事実と相違ないこと
 - 4 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと

1 提出書類

【綜合評価】 <技術資料>

- (提出様式第2号) 地域の精通性
 (提出様式第3号) 地域貢献の実績
 自己採点表(別記様式第1号) 総合評価落札方式(地域維持型) 落札者決定基準)

【公告】<資格要件確認資料>

- (別記様式第4号) 企業の履行実績、技術者の資格調書
□ (別記様式第5号) 建設工事施工実績証明(願)書

2 間い合わせ先

担当者 ；

部 署 :

電話番号 :

※1 整理番号は記入しないでください。

2提出する書類は、当該書類の□欄にチェックを入れて確認してください。

地域の精通性

商号又は名称：

地域内における同種業務の履行実績

業務名	
添付資料・補足事項	※添付する資料名を記載

地域貢献の実績

商号又は名称：

「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動

支援団体認定	有(登録年月日 平成〇年〇月〇日) • 無
活動実績	有(活動報告年月日 平成〇年〇月〇日) • 無 (実績は情報収集活動に限る)
活動場所	

※ 土木一式のみ記入。

ボランティア活動

認定の有無	有 (認定年月日 平成○年○月○日) • 無
認定制度	マイロードシステム・ラブリバー制度
活動実績	有 (提出(報告)年月日 平成○年○月○日) • 無
活動場所	

除雪等業務委託又は災害復旧工事の受注実績（発注事務所管内の実績に限る）

受注実績	有・無
業務・工事名	
発注機関名	
工期・履行期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
業務内容 (除雪等業務のみ)	除雪・凍結防止剤散布

※ 土木一式のみ記入

別記様式第1号

公表日 平成 年 月 日

自己採点表

総合評価落札方式（地域維持型） 落札者決定基準

商号又は名称：

発注者：広島県〇〇建設事務所〇〇支所

自己採点（入札者欄）に各評価項目の自社の点数を記入すること。

業務名	〇〇〇〇業務				
業務場所	広島県〇〇市〇〇				
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)	評価結果 (発注者)
1 地域の精通性	(1) 地域内における主たる営業所の有無 【JV代表者又は単体企業】	① (I : 市町内、 II : 旧市町 (区) 内) に主たる営業所あり	3.0		
		② (I : 事務所 (支所) 管内、 II : 市町内) に主たる営業所あり	1.5		
		③ 上記地域内に主たる営業所なし	0.0		
	(2) 地域内における主たる営業所の有無 【JV代表者以外の構成員】	① (I : 市町内、 II : 旧市町 (区) 内) に主たる営業所あり	3.0		
		② (I : 事務所 (支所) 管内、 II : 市町内) に主たる営業所あり	1.5		
		③ 上記地域内に主たる営業所なし	0.0		
	(3) 過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV代表者又は単体企業】	① (I : 市町内、 II : 旧市町 (区) 内) で公共発注機関の実績あり	3.0		
		② (I : 事務所 (支所) 管内、 II : 市町内) で公共発注機関の実績あり	1.5		
		③ 上記地域内での実績なし	0.0		
	(4) 過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV代表者以外の構成員】	① (I : 市町内、 II : 旧市町 (区) 内) で公共発注機関の実績あり	3.0		
② (I : 事務所 (支所) 管内、 II : 市町内) で公共発注機関の実績あり		1.5			
③ 上記地域内での実績なし		0.0			
小計		6.0~12.0			
2 地域貢献の実績	(1) 発注する事務所 (支所) 管内における過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無 【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】	① 支援団体として認定され、情報収集活動の実績あり	2.0		
		② 活動実績なし	0.0		
	(2) 発注する事務所 (支所) 管内における過去1年間の「広島県公共土木施設災害支援制度」に基づく活動実績の有無 【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】	① 支援団体として認定され、情報収集活動の実績あり	2.0		
		② 活動実績なし	0.0		
	(3) 契約する事務所 (支所) 管内における過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (マイロード・システム、ラブリバーフ制度認定) 【JV代表者又は単体企業】	① 認定され、活動実績あり	2.0		
		② 活動実績なし	0.0		
	(4) 発注する事務所 (支所) 管内における過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (マイロード・システム、ラブリバーフ制度認定) 【JV代表者以外の構成員】	① 認定され、活動実績あり	2.0		
		② 活動実績なし	0.0		
	(5) 発注する事務所 (支所) 管内における過去5年間の「除雪等業務委託」又は「災害復旧工事」の受注実績の有無 【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】	① 受注実績あり	2.0		
		② 受注実績なし	0.0		
	(6) 発注する事務所 (支所) 管内における過去5年間の「除雪等業務委託」又は「災害復旧工事」の受注実績の有無 【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】	① 受注実績あり	2.0		
		② 受注実績なし	0.0		
小計		2.0~12.0			
3 指名除外の状況	(1) 過去1年間における指名除外措置の有無	① 該当あり	-1.0		
		② 該当なし	0.0		
	小計		0.0		
合計		8.0~24.0			
標準点(基礎点)	100点				
加算点	(価格以外の評価点の合計を50点換算)				
技術評価点	標準点(基礎点) + 加算点				
評価値	(技術評価点 / 入札価格(千円)) × 1,000				

総合評価落札方式(地域維持型) 落札者の決定資料

事務所(支所)名	公表日	平成 年 月 日
業務名		
業務場所		

苦情申立書

平成 年 月 日

契約担当職員様

住所

氏名

印

次の業務について、落札者として選定されなかったので、その理由の説明を求めます。

業務名	
業務場所	
説明を求める理由	
その他の	

(別紙)

苦情申立て回答書

平成 年 月 日

(申立て者) 様

印

平成 年 月 日付けで申立てのあったことについては、次のとおりです。

業務名	
業務場所	
落札者として選定されなかった理由	
その他	

この回答書に不服があるときは、回答日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札契約担当職員に対して再苦情の申立てをすることができます。

（備考）不用の文字は、消すこと。

評価内容説明請求書

平成 年 月 日

契約担当職員様

住 所
商号又は名称

次の業務について、評価内容の説明を求めます。

業務名：

業務場所：

評価内容説明回答書

平成 年 月 日

様

契約担当職員

平成 年 月 日付で請求のあった次の業務について、次のとおり評価内容を回答します。

業務名：

業務場所：

評価項目		相違の理由*
地域の 精通性	(1)地域内における主たる営業所の有無 【JV 代表者又は単体企業】	
	(2)地域内における主たる営業所の有無 【JV 代表者以外の構成員】	
	(3)過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV 代表者又は単体企業】	
	(4)過去3年間の地域内における同種業務の履行実績 【JV 代表者以外の構成員】	
地域貢献の 実績	(1)過去1年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無 【JV 代表者又は単体企業】	
	(2)過去1年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無 【JV 代表者以外の構成員】	
	(3)過去5年間のボランティア活動の実績の有無 【JV 代表者又は単体企業】	
	(4)過去5年間のボランティア活動の実績の有無 【JV 代表者以外の構成員】	
	(5)過去5年間の除雪等業務委託又は災害復旧工事の受注実績の有無 【JV 代表者又は単体企業】	
	(6)過去5年間の除雪等業務委託又は災害復旧工事の受注実績の有無 【JV 代表者以外の構成員】	
指名除外	指名除外措置の有無	

※※自己採点と評価結果が異なる項目について相違の理由を記入している。